

いわき市農業委員会第27回総会議事録

会長 草野庄一は、令和5年6月23日（金曜日）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者（計33名）

(1) 農業委員（23名）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（10名）

事務局長	矢吹 敬直
事務局次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	府川 将人
農政振興係 主査	大内 綾子
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査（書記）	鹿内 竜也

2 欠席者（計1名）

7 遠藤 重和

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会
会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなり
ます。

草野会長、よろしく願いいたします。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお
願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号7番、遠藤重和委員となります。

現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する
法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉
会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会第27回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第
24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号8番、佐川良平委員、議席番号9番、油座盛明委員、以上2名
の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通
知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護
条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に
記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の
全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおい
ても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、事務局より、会務報告をお願いいたします。

事務局
(中村次長)

【議案書2～4ページにより会務報告】

議長
(草野会長)

これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である
農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられているこ
とから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどう
か、事務局の説明を求めます。

<p>事務局 (赤津係長)</p>	<p>特に、取下げ、追案等はありません。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>それでは、議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 該当する場合には、議案審議の際に申し出てください。 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>議案書の5ページをお開き願います。 【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>説明に入る前に、資料の訂正がございます。 議案説明書2ページをお開きください。 番号2番について、申請人より取下願いが提出されましたので、削除願います。 また、この訂正により、3ページの面積が変わります。 畑 6,063 m²から 4,752 m²、合計面積 1,892,010 m²から 1,890,699 m²へ訂正願います。 改めまして、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。 議案説明書2ページをご覧ください。 併せて、地図につきましては、別紙「現地調査位置図」をご覧ください。 番号1番及び3番につきましては、売買による所有権の移転。 番号4番から6番につきましては、賃借権の設定。 番号7番につきましては、贈与による所有権の移転です。 このうち、番号4番が新規就農案件となります。 番号5番、6番については、地方公共団体による権利の設定となります。 譲受人であるいわき市は、農業者ではないため、許可できない場合に於いて定めた農地法第3条第2項第1号、第2号及び第4号に該当しますが、都道府県を除く地方公共団体が公用または公共用に使用する場合は例外的に許可できるとする農地法施行令第2条第1項第1号ロに該当すると判断したものです。 以上が、今月の農地法第3条許可による案件となります。 今月の3条申請面積につきましては、田 2,895 m²、畑 4,752 m²、採草放牧地 1,883,052 m²、合計 1,890,699 m²となります。 議案説明書4ページをお開き願います。 許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p>

事務局 (福田主査)	<p>なお、許可要件の詳細につきましては、5ページをご確認ください。 説明は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
11番 鈴木(理) 委員	<p>番号1番及び番号3番から7番までの事案につきましては、現地を調査 しました結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>続いて、事務局より、お願いします。</p>
事務局 (福田主査)	<p>番号7番について、事務局で現地を確認したところ、特に問題はなかつ たことを報告します。 報告は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
	<p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございません か。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可 申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい て」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川係長)	<p>議案書の6ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】</p>
	<p>詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (千葉主事)	<p>議案説明書の7ページをお開き願います。 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご 説明いたします。</p>
	<p>議案説明書の8ページをお開き願います。 配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決 定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。 なお、「現地調査位置図」は8ページから、「意見及び決定理由書」は、 右下の欄に記載しております受付番号5018番からとなります。 ご準備よろしいでしょうか。</p>

<p>事務局 (千葉主事)</p>	<p>それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。</p> <p>番号1番、川部町、畑 937 m²、太陽光発電設備、所有権の移転です。</p> <p>番号2番、四倉町上仁井田、田 453 m²、分家住宅敷地、所有権の移転です。</p> <p>番号3番、遠野町上遠野、田 1,710 m²、太陽光発電設備、所有権の移転です。</p> <p>以上3件、面積は、田 2,163 m²、畑 937 m²、合計 3,100 m²となります。</p> <p>申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
<p>10番 岡村委員</p>	<p>番号1番から番号3番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第3号、「現況確認証明願いについて」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>議案書の7ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>議案説明書の9ページをお開き願います。</p> <p>議案第3号、「現況確認証明願いについて」、説明いたします。</p> <p>議案説明書10ページをお開き願います。</p> <p>また、配付しております「現地調査位置図」も併せてご覧ください。</p> <p>番号1番、申請地は内郷高野町、登記地目は「畑」、現況地目は「原野」、面積は378 m²です。</p> <p>非農地化した経緯については、土地所有者が市街に居住しており、申請</p>

<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>地を30年以上耕作できずにいたため、原野化し、現在に至っております。 以上1件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。 説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局より、議案第3号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
<p>12番 生田目委員</p>	<p>番号1番の事案について、現地調査を実施した結果、現地は原野化しており、営農できる状態にありませんでした。 報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるところでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第3号、「現況確認証明願いについて」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第4号、「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (鯨岡係長)</p>	<p>議案書の8ページをお開き願います。 【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (金成主査)</p>	<p>本日お配りしております、資料1をお開き願います。 非農地の判断について、説明いたします。 番号1番、2番については、風力発電設備の設置工事に関連し、東北電力、事業者、市関係部局と協議を重ね、既に山林化している農地について非農地判断を行うものです。 なお、番号1番については、一部、牧野組合で採草放牧地として、過去に利用されていましたが、現在は山林となっております。 番号2番については、厩舎施設の裏山部分について、今般、分筆がされ、当初から山林となっていた部分について、非農地判断を求めるものです。 番号3番については、利用状況調査の結果、すでに山林化している農地について、非農地判断を行うものです。 なお、国土調査未実施地であったため、地権者に農地の所在について、確認をしております。 番号4番については、利用状況調査の結果、既に灌木が繁茂し、原野の様相を呈しております。</p>

事務局
(金成主査)

番号5番、6番については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、山林化している状況であります。

番号7番についても、長年耕作がされておらず、原野、山林化している状況であり、非農地の判断を求めるものです。

今般、非農地判断することについて、地権者からの合意を得られた農地について、その判断をお諮りするものです。

6月分は、田5筆、33,027㎡、畑7筆、4,083㎡、牧場などその他4筆、665,515㎡、合計16筆、672,625㎡です。

現地の様子については、この後、前面のモニターに投影させていただきます。

説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について、説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

9番
油座委員

番号1番から3番については、地区審議会の委員である生田目委員、緑川委員と現地を確認しましたが、いずれも山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題はありません。

報告は、以上です。

24番
蛭田(元)
委員

番号4番については、地区審議会の委員である三戸進委員と現地を確認し、また、蛭田金治委員、安島委員と情報を共有しました。

当該地は、長年耕作されておらず、原野の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題はありません。

報告は、以上です。

10番
岡村委員

番号5番、6番については、地区審議会の委員である愛川委員、古市委員と現地を確認しましたが、長年耕作されておらず、山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題はありません。

報告は、以上です。

21番
新妻(公)
委員

番号7番について、地区審議会の委員である白石委員、矢内委員と現地を確認しましたが、長年耕作されておらず、原野、山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題はありません。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号、「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

ここで、議案第5号に入る前に、10分間の休憩を取ります。
14時35分まで休憩といたします。

【10分間の休憩】

それでは、再開いたします。

議案第5号、「いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の改定について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の9ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

では、説明いたします。

資料2-1、2-2、2-3をご覧ください。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」ということです。

こちらにつきましては、先月の総会の中で、指針の概要等について説明をさせていただきまして、事務局での改正素案をお示したところです。

その上で委員の皆様に対し、改正素案に意見のある場合には、5月31日までに事務局へ回答をお願いしますという依頼をさせていただきました。

その結果、いくつかご提案いただいた事項がありましたので、それらを踏まえて修正したものが、今回の改定素案の資料2-1でございます。

また、資料2-2につきましては、皆様からいただきましたご意見と、それに対する事務局としての対応案をまとめたものでございます。

資料2-3につきましては、現在の指針と、今回の改定素案を比較した新旧対照表となっております。

このうち、主に資料2-1、2-2により、説明を説明させていただきたいと思っております。

まず、資料2-1の表記について、ご説明いたします。

太字の下線部分は、現在の指針から変更になった箇所です。

更に、4ページから5ページにかけて、取り消し線の後に、網掛けで二重線が引かれている箇所、こちらにつきましては、先月の総会でお示しました改正素案から、皆様からの意見を踏まえ、今回変更になった箇所です。

今回、皆様からいただいた意見としましては、資料2-2でまとめてあるとおり、4点ほどありました。

事務局
(鯨岡係長)

指針の項目で言いますと、4点全てが資料2-1の2ページ目以降に記載されています。

2ページの第2、具体的な目標、推進方法及び評価方法となっているところの部分でのご指摘でした。

1点目に関しましては、資料2-1、4ページの中段から下、④の部分で、ここに記載されております、農地の所有者等を確知することができないという文言を、「通知できない、もしくは連絡不可能」という表現にすべきではないかという意見がありました。

これにつきましては、この確知するという言葉がわかりにくいといった趣旨でしたので、「存在しない、または特定できない」という表現に、変更させていただきました。

2点目につきましては、資料2-1の5ページの中段から下、(2)の①となっているところです。

①関係機関との連携についての項目です。

こちらの項目について、取り組むべき事項としまして、更に「栽培技術研修や経営スキルを学ぶことができるインキュベート施設を整備する、もしくは、認定農業者等への就農体験への助成を拡充する」といった文言を追加してみたらという意見がありました。

こちらのご提案につきましては、取り組みの内容として、農業委員会が実施主体として取り組んでいくという事は、なかなか難しいものですので、農業委員会の方で実施主体となる関係機関に適切につないでいくなど、より関係機関等との連携の広がりを持つような表現としまして、文言を修正し、「市内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者を把握するとともに、具体的な課題やニーズを明らかにし、いわき地域就農支援センターをはじめとする関係機関との連携を図っていく」といった表現にさせていただきました。

3点目につきましては、資料2-1、5ページの下、③となっているところです。

企業等の参入の推進についての項目の最後の部分、「企業等の参入の推進を図る」といった文言でしたが、「企業等の参入を推進する」にしてみたらというご意見がありました。

こちらのご意見につきましては、ご提案のとおり修正したところです。最後、4点目です。

4点目は、資料2-1、5ページの一番下の項目です。

④農業委員会のフォローアップ活動についての項目で記載されております。

農業委員及び推進員は、新規参入の地域の受け入れ体制の整備を図るとともに、「後見人等の役割を担う」という表現でしたが、「継続的なフォローアップを行う」にしてみたらというご意見でした。

ここで出てくる「後見人」というのは、法律上の財産管理を行う成年後見人とは別の意味ですが、そういった誤解を与える恐れがあるため、ご提案のとおり、「継続的なフォローアップを行う」という文言で修正しました。

事務局
(鯨岡係長)

以上、4点を前回の総会から修正し、指針の改定素案として諮りするものです。

なお、前回の総会でご説明しましたが、今回の指針の改正につきましては、今年の4月1日付けで改正されました、農業経営基盤強化促進法及び農業委員会等に関する法律が施行されたことに伴いまして、法改正に合わせて、文言の追加修正を行うといったことが大きな趣旨です。

指針の数値につきましては、先の総会において、令和5年度の最適化活動の目標に基づいた数値を決めておりますので、そちらに合わせるような形で、修正しておりますので、よろしくお願いたします。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号、「いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の改定について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、報告に入ります。

報告第1号から報告第4号まで一括して、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の10ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】

議案説明書の15ページから20ページをお開き願います。

今月の報告件数は21件、権利の移動事由は、番号5番が、共有持分の放棄、その他は、全て相続です。

権利の取得面積は、田 59,867 m²、畑 43,822.85 m²、合計 103,689.85 m²です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項（農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について）を説明】

議案説明書の21ページから22ページをお開き願います。

今月の報告件数は2件、転用面積は、田 192 m²、畑 4,717 m²、合計 909 m²です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項（農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について）を説明】

事務局
(府川係長)

議案説明書の 23 ページから 26 ページをお開き願います。
今月の報告件数は 11 件、転用面積は、田 7,641 m²、畑 1,122.13 m²、合計 8,763.13 m²です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。
続きまして、議案書の 13 ページをお開き願います。

【報告第 4 号を朗読し、報告事項（農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について）を説明】

議案説明書の 27 ページから 28 ページをお開き願います。
今月の合意解約件数は 1 件、面積は、田 0 m²、畑 424 m²、合計 424 m²です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。
報告は、以上です。

議長
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。
それでは、協議事項に入ります。

「令和 6 年農作業労働賃金標準額について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鹿内主査)

事務局より、説明いたします。

先ず、お配りしました資料を確認いたします。

資料 3-1、3-2、3-3 の 3 部構成となっております。

また、農地利用最適化推進委員地区審議会の副幹事長様には、返信用封筒も併せてお配りしておりますので、ご確認願います。

では、今回の趣旨ですが、農作業労働賃金につきましては、これまで総会の席上で標準額策定の議論を行ってまいりましたが、「検討委員会」を設置することで、より議論の場を広めると共に、農業委員のみならず、農地利用最適化推進委員も加えることにより、これまで以上に、農家の立場に寄り添った標準額の策定を目指したいと考え、今般、事務局からの案として、検討委員会の設置を提案するものです。

資料 3-1 をご覧ください。

今回、設置を提案する検討委員会の「設置要綱（案）」です。

【設置要綱（案）を読み上げる】

次に、資料 3-2 をご覧ください。

検討委員会の設置にあたりまして、各地区審議会から委員を選出して頂く、依頼文と委員選出書でございます。

選出方法ですが、各地区審議会において協議して頂き、別紙「委員選出書」により、ご回答くださるようお願いいたします。

副幹事長様には、返信用封筒をお配りしておりますので、お手数ですがご返信をお願いいたします。

選出人数につきましては、2 人となります。

各地区審議会に属する、農業委員と推進委員から、それぞれ 1 人を選出願います。

回答期限は、7 月 7 日までとなりますので、副幹事長様におかれまして

事務局
(鹿内主査)

は、期限までに、選出書をご投函願います。

なお、選出にあたりましては、検討委員会の開催日時と農業委員会だより編集委員会の開催日時が、今後、重複する恐れがございますので、委員を両方兼ねることがないようにご注意願います。

最後になりますが、資料3-3をご覧ください。

策定のスケジュールです。

6月23日、本総会におきまして、設置要綱の承認依頼と委員の選出依頼を行ったところです。

次回、7月20日の総会におきまして、選出された委員の報告を行い、同日、第1回検討委員会を開催し、役員の内選を行います。

8月22日の総会におきましては、役員の内選を行い、その後、第2回検討委員会により、標準額の検討に具体的に入って参ります。

9月、10月の総会におきましては、それぞれ、前の月に検討された内容を総会において報告する予定です。

11月の総会におきましては、検討した内容の承認を得る予定です。

その後、福島さくら農業協同組合いわき統括センターへの承認依頼を行いまして、12月の総会において、議案として提案し、議決を得る予定です。

1月には、印刷作業を行い、農協や関係機関へ標準額表を配付いたします。

以上が、策定のスケジュールとなります。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、説明がありました。

いわき市農業委員会も以前は、部会があって、その中で検討したものを総会にかけるといような流れでした。

部会がなくなった後は、総会において検討を進めて参りましたが、やはり、地域に精通する推進委員の方々も検討の場に入れるべきだろうという考えを、「検討委員会の設置」という形で提案いたしました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

18番
鈴木（義）
委員

その意見は、推進委員から出てきたということですか。

議長
(草野会長)

これは、役員と事務局からの提案です。

18番
鈴木（義）
委員

私がおかしいと思うのは、推進委員の方々も大変忙しいと思いますので、悪戯に会議の場を増やすことで、負荷が更に大きくなります。

正直言って、何故、今までの総会において検討する手法がダメなのかなと思います。

今までの手法が、ダメだったと言うのなら分かりますけど、特に今まで

18番 鈴木（義） 委員	<p>問題がなかったような気がします。</p> <p>あえて、悪戯に難しくするよりは、今までの手法で良いと思います。これをやると、集まりとか会議が多くなりますよね。</p> <p>地区審議会毎に協議して、あげてくるようになるのでしょうか。その意見については、申し訳ないけど、私は反対です。</p>
議長 （草野会長）	<p>鈴木義直委員の意見として、お伺いしておきます。</p> <p>検討委員会の設置（案）については、より多くの意見を取り入れた方が良さだろうとの考えから、ご提案したものでした。</p>
18番 鈴木（義） 委員	<p>何か頭ごなしに、「あんたらやって」と言われているみたいで、やらせられている感が一番強く感じますけど。</p>
議長 （草野会長）	<p>只今の意見について、事務局はどう考えますか。</p>
事務局 （赤津係長）	<p>「悪戯に会議を増やすのではないのか」というご意見ですが、それについては、これまで総会において、農作業労働賃金の検討をしてきた経過があります。</p> <p>そのせいで、総会の時間が膨大となっているということも、聞いております。</p> <p>そうではなくて、検討委員会を設置することで、総会の時間短縮はもとより、地域の実情に精通した推進委員の方々にも、ご参加いただくことで、より多くのご意見を頂戴し、標準額に反映させたいという考えです。</p>
18番 鈴木（義） 委員	<p>であれば、まずは「検討委員会の設置はどうですか」という案内を事前に出して、その後に具体的に設置について協議するというような進め方をすべきだと思います。</p> <p>もう、検討委員会の設置が決定したというような印象を受けてしまう。</p>
事務局 （赤津係長）	<p>そうではありません。</p> <p>今回は、あくまでご提案でして、検討委員会の設置が決定したわけではありません。</p> <p>ですから、協議事項として、ご提案しているものです。</p>
議長 （草野会長）	<p>これまで総会において、農作業労働賃金を検討してきましたが、議案等が多いと審議時間が伸びてしまう。</p> <p>おのずと農作業労働賃金の検討時間が制限されてしまう。</p> <p>これまで、総会において検討してきましたが、大きな課題であります。</p> <p>また、農業委員と推進委員が日頃、地区審議会として活動している状況からも、農業委員のみならず、推進委員も交えて検討すべきではという</p>

議長
(草野会長)

考えも、少なからずある訳です。
そういった背景から、ご提案したものでした。
その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

12番
生田目委員

遠野・田人地区審議会も、21日に終わったばかりです。
これから、委員に連絡して、検討委員を選出するっていうのはちょっと
いかなものかと思えます。
だったら、地区審議会の開催前に、依頼して欲しかったです。
実際の話、次回の地区審議会はもっと先です。
これって、どのようにしろと言うのですかね。
それだったら、7月20日に開催される全員協議会で、話しするのが普通
だと思います。
いきなり7月7日までに決めろというのは、乱暴だと思います。
昨年のお話ですけども、鈴木義直委員から、標準額のアンケートをもっと
早めるべきだというお話があったと思えます。
今年も以前と変わらないスケジュールでした。
春の種まきから代かき、田植えのすごく忙しい時期に、調査を依頼され
ております。
できれば、もっと早い時期に余裕をもってやっていただきたい。
この忙しい時期に、あっちこっち回ってくるのは、時間が惜しいです。
そういう考えをもって動いていただきたいのですけど。
今回の件は、7月20日の全員協議会の時に、協議してもらえばいいんじ
ゃないですかね。
考えていただきたいと思えます。

議長
(草野会長)

検討委員の選出の期限については、様々なスケジュール等を考慮したう
えで、設定したものだと思えます。
生田目委員のご意見も分かりますが、事務局としては、それでは時間的
に難しいという判断なのだと思います。
その辺も、問題の一つであるとは思いますが、生田目委員としては、検
討委員会の設置については、どう考えますか。

12番
生田目委員

私は、設置には賛成です。
ただ、そこで問題となるのが、検討委員に選ばれた人しかやりませんよ
ね。
だったら、事前に、地区審議会において協議する場を設けたらどうです
か。
そのほうが、皆で情報共有し、各地区審議会の意見も取り入れられるの
で良いのではないですかね。

議長
(草野会長)

そういう手法もあるとうことで、お伺いしておきます。
その他、委員の皆様から、検討委員会の設置について、賛成又は反対の

議長
(草野会長)

ご意見はございますか。

農業委員と推進委員が、いわき市には56名いますが、年に3回の全員協議会だけでは、顔も分からずに3年の任期を終えてしまう人も多くいます。

56名の委員が参画するという意味でも、検討委員の設置は、私としては必要な事だと考えます。

ただ、スケジュール的に、検討委員会というものを委員の皆様理解していただく、時間的な余裕が足りないというのも事実です。

15番
新妻(信)
委員

平1区地区審議会は、先日終わりました、次回の開催は8月初旬となります。

現実的に、電話連絡で検討委員を選出するというのは、難しいと思います。

ですから、7月20日の全員協議会において、協議して決めるという方向が、私は良いと思います。

事務局
(赤津係長)

7月20日の全員協議会までに、検討委員を決めていただいて、その場で互選するというような形でも、事務局としては対応できますので、全員協議会までに選出できる形に、もって行ければなと思います。

議長
(草野会長)

検討委員の選出について、7月20日の全員協議会において、いきなり説明するのではなく、事前に周知していただきながら、全員協議会に臨むという形であれば、時間に余裕を持てますので、そのようなスケジュールでご対応いただくということによろしいでしょうかね。

21番
新妻(公)

私は、検討委員会を設置する必要はないと考えます。

前年度の標準額をベースに、請負う側と委託する側がバランス良く集まって検討できるなら、本来の標準額というものが作り上げられると思うのですが、農業委員と推進委員から委員を選出したとしても、偏りがでてしまいます。

これまでの検討手法で標準額を検討し、あくまでも目安として、標準額をとらえていただいて、細かなところは、相対で話し合ってくださいほうが良いと思います。

議長
(草野会長)

新妻公二委員の意見として、お伺いしておきます。

その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

1番
木田委員

田んぼの忙しい時期に、アンケートを集めてもらっているのに、検討委員会を設置されたら、アンケートの苦労が水の泡になってしまいます。

人が集まれば、集まっただけ、多くの意見が出ます。

これまでも、総会において検討してきて、1回、2回、3回とまとまらずに、結局、次年度に案件を繰り越してしまっているじゃないですか。

もう、本当にうんざりする思い。

1 番
木田委員

そんな訳で、アンケートをもう少し重視して、総会において検討する。
足りない部分は、適宜、情報収集する。
推進委員の方々まで参集して大事にしなくても良い。
回覧で情報も共有している訳ですから。
立派な農業委員の方々が集まって検討しても、それでもお流れになっている訳ですし。
これまでの検討手法で、私は良いと思います。

議長
(草野会長)

委員の皆様から、様々なご意見を頂戴いたしました。
検討委員会の設置については、決定事項ではありませんので、一旦、皆様から出た意見を役員会において、再度検討させて頂きたいと思います。
今後のスケジュール的には、何か問題はありますか。

事務局
(鹿内主査)

スケジュールの調整については、いくらでも可能です。
それ以前に、今回、様々な背景がありまして、検討委員会の設置というご提案を皆様にした訳です。
私は、今回異動して参りましたので、新任の担当者として、これまでの検討経過等を拝見させて頂きました。
総会という時間の制約があるなかで、意見がまとまらずに、検討事項を先送りしてしまうことが、多く見受けられました。
議論はするが、結論がでない。
結局、何らかの結果は出すのでしようが、先送りが常套手段となっている。
ですから、もっと農作業労働賃金を専門に議論する場（時間）が、必要なのではという考えも、今回の検討委員会の設置理由の一つではありました。
貴重な機会（時間）ということで、大変お忙しいなか皆様に集まっていた訳ですから、議論を先延ばしにすることなく、検討委員会の設置の有無についてだけでも、はっきりとご意見を頂戴できればありがたいと、私は思います。

議長
(草野会長)

やはり、推進委員と意見を交わせる場が中々無い。
全員協議会は、時間に制約があって、思うように議論できない。
そんな中で、今、地区審議会の活動が活発になって来ている。
非常にいい傾向だなと。
その延長線で、この農作業労働賃金のような農家の決め事に、推進委員が参画することの必要性を感じる訳です。
勿論、推進委員の参画など必要ないという意見もあります。
ただ、推進委員を加えて検討するのは、いわき市農業委員会の今後の体制にプラスになるのかということも、ご理解頂きたいところです。

1 番
木田委員

だったら、何のためのアンケートだったの。

6 番
藁谷委員

アンケートは、推進委員にも取ったのか。

事務局
(鹿内主査)

例年どおり、農業委員のみです。

6 番
藁谷委員

農業委員が地域をまわってアンケートを取っており、推進委員は、内容を何もわかっていない。

そんな推進委員を加えても、話し合いにならないのでは。

事務局
(鹿内主査)

検討委員会のご提案が、アンケートの後になってしまいましたが、アンケート自体が無駄になる訳ではありません。

検討委員会が設置された際には、検討資料として活用いたしますし、勿論、次年度には、推進委員の皆様にもアンケートを取るようになるかと思えます。

アンケート云々よりも、検討委員会の設置の有無について、ご協議ください。

農作業労働賃金は、農業委員の皆様が作成するものです。

事務局が作成するものではありませんので、皆様で作成の手法について、結論を示してください。

18番
鈴木（義）
委員

藁谷委員からもお話がありましたが、推進委員の皆さんは、アンケートをやっていない訳ですよ。

推進委員に関しては、地区審議会において、話し合いの場を作ることでアンケートまでは要らないと思います。

日頃思っている事を聞く程度でいいと思います。

総会における決定権は、推進委員にはない訳ですから。

あと、地区審議会から、2名選出するのではなくて、農業委員会だより編集委員会のように、各地区から1名の農業委員を募って検討していく形がいいのではないかなと思います。

検討委員会の検討内容を総会に示して、承認を頂く形であれば、総会の時間短縮にも繋がるのかなと思います。

それから、今から変えるというのは時間的にも大変なので、今年は従来スタイルで検討して、来年から実施するという形でもいいのかなと思います。

あとは、私が言ったように、この場で各地区の委員を1名ずつ出してもらって、次回からは、総会の前に、編集委員会のように、検討していく形でもいいのかなと思います。

事務局
(矢吹局長)

今、鈴木義直委員のおっしゃった内容が、まさに検討委員会の実際のやり方となります。

ですから、地区審議会のなかでやってもらう訳ではなく、編集委員会と同じ形で検討するということになります。

現時点の（案）では、各地区から農業委員と推進委員一人ずつ選出いただいて、総会終了後に、検討委員会として標準額の協議をしていただくということです。

スケジュール表で言うと、3回の検討委員会を開催する予定です。

検討結果は、総会において報告も行います。

最終的に11月の総会にまとめた（素案）を出して、12月に議案として提案する流れとなります。

委員の選出が、7月7日では厳しいというのであれば、7月20日の全員協議会において、その場で地区審議会毎に集まってもらって、検討委員を選出してもらい、次の段階で、委員長は誰にするという議論を行うという形が想定されます。

その辺りは、いくらでも調整は可能です。

議長
(草野会長)

今、矢吹局長から、今後の流れなどについて、もう一度整理して説明いただきました。

環境が変わった中での議論というのも、必要なかと思います。

2番
四家（誠）
委員

検討委員のメンバーに、委託者と受託者の偏りがあったのではまずいと思います。

平均が取れないですよ。

これだけは、検討いただきたいと思います。

議長
(草野会長)

これは、農業委員会のなかでも言えることです。

バランスが取れているのかは別として、どうしても担い手側の意見が多く反映されてしまうことがある。

当然、平均を取って検討する。

その為に、アンケートが重要になってくる訳です。

事務局
(鹿内主査)

検討委員会の設置（案）を検討する際に、当然、バランスの問題はありました。

どうしても、受託側がメインになってしまいます。

ですが、委託側の方を検討委員に選出するとなると、また、地区審議会に選出のご依頼をするようになると思います。

大変お忙しいなかで、また負担をかけることになると思いますが、いかなものでしょうか。

正直、出来るのでしょうか。

20番
坂本委員

農業委員だけだと、どうしても委託する側の情報が少ない。
確かに会長が言ったように、農業委員以外に推進委員もいます。
推進委員だと、委託する側に詳しい方もいるので、アンケートは、推進委員にも依頼したほうが良いと思います。
その方が、お互いが寄り添える形になるのかなと思います。
その後は、検討委員会で検討する形でも良いと思います。

23番
木幡委員

中立委員の立場で、なかなかアンケートにご協力出来ない状況でお話するのは申し訳ないですが、今回の趣旨が、一つは、推進委員の皆様から意見を取り入れて、サンプル数を増やしたいということ。
もう一つは、総会における検討時間の短縮、この2点が今回の検討委員会設置（案）の趣旨と考えてよろしいでしょうか。

事務局
(矢吹局長)

推進委員を入れる、入れないということが一つあります。
もう一つは、木幡委員のおっしゃった通りですが、総会において様々なご意見が出てまとまらないという話を聞いております。
であれば、最初から代表の方を出してもらって、検討を進めていった方がまとまるよねというのがきっかけです。

23番
木幡委員

今のご回答を踏まえますと、皆様のご意見のとおりで、もっと早めに推進委員の方も含めてアンケートを提示して、そこで協議資料を作りましょうという進め方がまず大前提。
その上で、結局、実質的な検討委員会で3回検討しましょうと。
検討委員会の内容を、次の月の総会に報告しましょうってことですね。
じゃなくて、やるならば、集まって午前中にやって、午後の総会でこういう形になっていますという報告をして、回数を1回減らすのならわかります。
3回の検討って今までと同じじゃないですか。
今までと同じ回数でやるのなら、誰が考えてもあまり効率的じゃないと思います。
結局、総会でまたぐちゃぐちゃになるよねっていうイメージしか持てないような気がします。
だとすれば、その日の午前中に検討して、こういう内容でまとまっていますよって、総会で叩いてもらって、3回じゃなくて2回にしますよっていうのなら、まだ合理性がありますよねという、趣旨に沿った形でのご理解がいただけるのかなと思います。
ですので、そのあたりを見直した上で、個人的な見解ですけども、今期はその準備をなさって、実質はそのタイムテーブル見て、もう一度リスクかけてやっていただいた方が、皆さんが混乱しないと思います。
以上です。

議長
(草野会長)

その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

12番
生田目委員

地区審議会の代表1名という形をとると思いますが、これ逆に、地区審議会で揉んでもらってから、その代表者が意見を述べる、そういう形の方がいいと思います。

なぜかという、検討委員さん一人の意見しか反映されないからです。

だったら、地区審議会である程度審議をしてもらって、まとまったものを検討委員会で検討してもらって、そういう形が一番いいと思います。

今年は、検討委員会の設置が日程的にかなり難しいとは思いますが、地区審議会で揉んでもらって上げる方が、良いと思っています。

あともう1つ聞きたかったのですが、検討委員会は、総会が終わってからの実施ということで間違いないですか。

事務局
(鹿内主査)

議案の内容によっては、審議の時間が長引くことも、事前に想定出来ますので、前倒しにより、午前中に開催する方法もあると思います。

ご提案の内容は、編集委員会のようなイメージを想定しているものです。

12番
生田目委員

私、編集委員会の副委員長も兼ねているのですが、申し訳ないですけど、時間がないと思います。

編集委員会ですが、午後5時ぴったりに終わらせようと思うとかなり大変です。

総会を午前中に開くのであれば、それは可能かと思いますが、時間的に難しいと思います。

1回の検討委員会の時間が30分ぐらいで終わるのなら別ですけど。

多分、1時間、1時間半、2時間なんていう回もあると思います。

そんな時間は、総会終了後には、取れないと思います。

そこもお考えをいただきたいと思います。

議長
(草野会長)

当然それも考えられます。

事務局
(鹿内主査)

時間設定等については、検討委員会が設置されれば、適宜、対応して参ります。

それ以前に、検討委員会を設置するのかどうかをご協議ください。

議長
(草野会長)

では、設置するか否かの賛否を取ることにしますか。

19番
中根委員

検討委員会を立ち上げて、そこで揉むということは、大変良いことなのかなとは思っております。

ただ、15期までは、そのような形でやってきた。

19番
中根委員

そういうような話を聞いたのですが、それでよろしいですか。

議長
(草野会長)

そのとおりです。

19番
中根委員

今みたいなアンケートをとる形になって、私、2年目ですけれども。アンケートをお願いするのも、なかなか難しいところもあります。結論から言うと、検討委員会については、来年度新たに立ち上げて欲しいという意見です。

地区審議会でも標準額の検討を行い、その後、検討委員会を開催するというような形が良いと思います。

17番
箱崎委員

色々な意見が出た後で、こういう意見を出すも変かなと思いますが、そもそも標準額の最初のスタートって、何から出てきたのか疑問に思っています。

自分で作業をしても、これで採算が合っているのかどうか分かりません。

燃料代とか、色々上がって来ています。

最初は、算出基準みたいなものがあったと思います。

今は、上げるか、下げるかの議論だけになっています。

その辺ちょっとお聞きしたいなと思います。

議長
(草野会長)

そうですね。

ここ5年位、非常に米価が、急速に下落した。

その中で、生産原価は、そんなに変わらないどころか、上がるものばかり。

そんな中で、農業委員や推進委員が、この料金設定だけで仕事している訳じゃないのだけれども、やはり耕作放棄地や遊休農地をいかに減らすかということを頭に置いたときに、受委託の料金というのは、非常に反映するものです。

農地を守るための一つの手法として、標準額が必要となるということで、一方的な決め方だけでは、うまくいかないという現状があります。

ただ、スケジュール的に無理であれば、もう一度、時間をいただいて、審議会その他にもう少し諮りながら、推進委員の認知度上げながら進めるっていうのも、方法としてはあるのかなと思います。

その辺りも含めて、事務局ではどう考えますか

事務局
(矢吹局長)

委員の皆様から様々なご意見いただきましたので、農作業労働賃金標準額の検討の仕方につきましては、次回の総会までに、もう一度事務局の方で考え直してみたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今の矢吹局長の説明のとおり、一旦取下げということで、次回総会にて、再度提案することといたします。 それでは、その他に入ります。 まずは、事務局から何かありますか。</p>
<p>事務局 (鯨岡係長)</p>	<p>【資料なし】地域計画に係る目標地図の作成に向けた、住民説明会の開催状況について</p>
<p>⇒</p>	<p>上記について、口頭により説明した。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>そのほか、委員の皆様から何かございますか。</p>
<p>5番 田子委員</p>	<p>先日6月17日に、日本農業法学会春季研究大会へ参加して参りましたので、その報告をしたいのですが、非常に時間が押してしまいましたので、簡単に報告させていただきます。</p>
<p></p>	<p>早稲田大学で開催されたこの学会に、愛媛大学から竹島先生と、全国農業会議所から元専務の柚木さんという相談役の方、このお二人のお話がありました。</p>
<p></p>	<p>竹島先生は、有償ボランティア制度の実績と課題ってということで、有償ボランティアによって、農業の能力不足が軽減されているという実績を報告しておりました。</p>
<p></p>	<p>その中で、公務員が有償ボランティアを行った場合の問題点、それから、ボランティアを行う場合、そのボランティアをすることで、生活費を得ている方がいて、それに対する課税はどうかかなど、様々な課題をお話されておりました。</p>
<p></p>	<p>そしてメインとなるのは、柚木さんの「食料・農業・農村基本法の検証・見直しについて」というお話です。</p>
<p></p>	<p>皆様のお手元に配付させて頂きました、「東京みやげ」です。</p>
<p></p>	<p>その資料が、非常に良くまとまっておりましたので、私の手元にだけ置いておくのは、もったいないと思ひまして、お配りいたしました。</p>
<p></p>	<p>その中で、農業委員会組織の意見というのが、3番目に出されておりました。</p>
<p></p>	<p>私は知らなかったのですが、食料・農業・農村基本法の見直しに伴い、全国の農業委員会が既にそれに対する意見を出していたようです。</p>
<p></p>	<p>前回の総会資料6の「令和6年度農業政策に関する意見の提出等の検証について」とその内容が重複していたので、見直しする案が出来ているのに、今から何でこんな意見を出さなくちゃいけないのだろうと思って、今回はもう、意見は出さないようにしたのですが、そのようなこともありまして、この資料を見て頂きたいなということでした。</p>
<p></p>	<p>それから、柚木さんのお話に対して、様々な意見が出まして、大変時間がオーバーしてしまいました。</p>
<p></p>	<p>やはり、全国の皆様が集まりますので、様々な意見が出ました。</p>

5 番
(田子委員)

それで、その意見が、先ほどの検討委員会の設置（案）の議論と同じように、うまくかみ合わなかったのです。

それで、今年の 11 月 11 日に、東京農業大学で学術大会があるので、その時に、もう一度話し合うことになりました。

もし、関心のある方がいたら、こういうところに是非参加して欲しいなと思います。

個人として参加するのは、ハードルが高いのであれば、農業委員会とか、県農業会議などの組織として参加できないだろうかという意見を、事務局長に話したところ、「協賛会員制度」があるので、参加は出来ますとのことでした。

ただ、意思決定には参加できませんが、どうぞいらしてくださいということでした。

なお、会員として参加したいということであれば、幾らでもご紹介出来ますので、是非関心のある方は、ご参加頂きたいと思います。

私からは、以上です。

議長
(草野会長)

貴重な資料とご説明、ありがとうございました。

本日、資料を拝見したばかりですから、直ぐに参加の有無を伝えることは、難しいと思いますが、皆様もご検討してみたいはがでしょうか。

あらゆる雑誌や新聞、関係機関の資料などには、重複する内容や情報が載っていたりもします。

咀嚼しながら見て頂ければ、参考になるのかなと思います。

そのほか、皆様から何かございますか。

事務局
(大内主査)

【その他】農業委員会だより第 197 号（令和 5 年 7 月 1 日付け）

⇒ 委員に配付した。

議長
(草野会長)

そのほか、皆様から何かございますか。

【意見・質問なし】

特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第 27 回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決 (番号2番取下げ)
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	現況確認証明願いについて	原案のとおり可決
第4号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第5号	いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の改定について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員
該当者なし

6 本総会の閉会時刻

午後4時30分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

8 佐川 良平

9 油座 盛明